

2026年7月1日

【労災の落とし穴（建設業）】熱中症は労災になる？ならない？

目次

1 日陰も休憩もほとんどない環境なのに、熱中症になったら自己責任と言わ

れた……

2 会社の安全配慮義務が原因で熱中症になったのなら、労災になり得る

3 万が一の発症時は、すぐ医療機関を受診&労災の手続きを

この記事では、現役社労士が直面した小さな建設業の労災の事例として、「社員が日陰も休憩もほとんどない環境で熱中症になったのに、『本人の自己責任なので労災ではない』と判断してしまった会社」の話を紹介します（実際の会社が特定できないように省略したり、表現を変えたりしているところがあります）。

1 日陰も休憩もほとんどない環境なのに、熱中症になったら自己責任と言われた……

社員数 10 人の屋根工事会社に勤めるベテラン社員の A さん。夏場の猛暑日が続く中、A さんは屋根のふき替え作業を長時間続けていました。現場には日陰がほとんどなく、しかも社長が「早く終わらせよう」とせかすため、水分補給も十分にできません。そんな環境で仕事をしていた A さんは、作業中に突然、めまいや吐き気を感じ、倒れてしまいました。

同僚が A さんを日陰に移動させ、社長に報告しましたが、社長は「体調管理が甘かったんだろう」「水分をちゃんと取っていたら、こんなことにはならなかったはず」と、A さんの自己管理不足を責める始末……。さらに、「大した症状ではないだろう」と判断し、労災対応や医療機関への報告も行わず、A さんを自宅で休ませるだけにとどめてしまいました。

2 会社の安全配慮義務が原因で熱中症になったのなら、労災になり得る

業務中の事故でけがをした場合、それが労災になるかどうかは、

- 業務遂行性：その事故は、「会社の支配・管理下にある」ときに発生したのか
- 業務起因性：その事故は、「業務と因果関係がある」といえるか

を基準に判断されます。

A さんは、屋根のふき替え作業中に突然、めまいや吐き気を感じたので、業務遂行性は認められるでしょう。問題は、業務起因性ですが、会社には安全配慮義務（労働者が安全に働けるよう配慮する義務）があるため、

安全配慮義務を果たさなかったことで事故が発生したのであれば、業務との因果関係があるとして、業務起因性が認められる可能性が高い

です。屋外作業や高温多湿の環境が原因で起こる熱中症は、会社が管理すべき作業環境が大きく影響します。A さんのケースでは、「休憩を十分に与える」などの安全対策が取られておらず、安全配慮義務を十分に果たしているとはいえないので、労災になり得ます。「本人の体調管理が甘かった」「水分をちゃんと取らなかった」では済まされないのです。

3 万が一の発症時は、すぐ医療機関を受診&労災の手続きを

熱中症は重篤化すると生命に関わる危険があります。熱中症の疑いがある社員がいたら、まずは速やかに作業を中断させ、医療機関を受診するよう指示しましょう。労災であれば、

4日以上の休業が発生した場合、労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を遅滞なく提出しなければなりません。4日未満でも、四半期ごと（3カ月ごと）にまとめて報告が必要

です（違反は労働安全衛生法により50万円以下の罰金の対象）。なお、2025年1月からは「電子政府の総合窓口（e-Gov）」での提出（電子申請）が義務化されています。

ここまでの、社員が熱中症になった場合の対応ですが、もちろん「予防」も大切です。

- 定期的な休憩時間の確保
- スポーツドリンクの用意
- 日除け・テントや遮光ネットの設置
- 冷却ベストやファン付き作業服の導入（作業服や保護具の通気性が悪い場合）

など、会社が取れる予防策は多岐にわたります。熱中症の初期症状（めまい、だるさ、吐き気、頭痛など）を社員に周知し、チーム全員で互いの体調をチェックし合えるようにするなど、安全衛生教育も不可欠です。

夏の建設現場は、何もしなくても熱中症になるリスクがあります。

社員の自己責任では片付けられない（会社が責任を問われる可能性がある）

ということを念頭に置いて、会社主導で積極的に対策を講じましょう。

出典 サクセスネット